

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043) 243-2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 西村 信宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03) 5695-1511 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 智弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、2025年9月29日開催の取締役会において、株式会社千葉銀行（以下「千葉銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）との間で、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により銀行持株会社（以下「本持株会社」といいます。）を設立し、経営統合に向けて協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、2026年3月25日開催の取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許可等を得られることを前提として、千葉銀行と共同株式移転の方式により本持株会社を設立すること、並びに本持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日付で両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結し、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりました。

今般、2026年9月30日開催の両行の取締役会において決議の上、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

（訂正前）

（1）本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2025年9月末時点）

商号	株式会社千葉銀行
本店の所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
代表者の氏名	取締役頭取 米本 努
資本金の額	1,450億円
純資産の額	1兆2,316億円（連結） 1兆1,378億円（単体）
総資産の額	20兆9,436億円（連結） 20兆8,517億円（単体）
事業の内容	普通銀行業務

②最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

（連結）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	2,783億円	3,107億円	3,621億円
経常利益	869億円	902億円	1,075億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	602億円	624億円	742億円

（単体）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	2,453億円	2,777億円	3,283億円
経常利益	817億円	860億円	1,050億円
当期純利益	581億円	605億円	742億円

③大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2025年9月末時点)

氏名又は名称	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に占める持株数の割合
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.35%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.37%
日本生命保険相互会社	3.79%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.55%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.30%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（2025年9月末時点）

ア. 資本関係

千葉銀行は当行の株式11,812,000株（発行済株式総数（自己株式を除く。）の18.97%）を所有しています。また、千葉銀行の完全子会社であるちばぎん証券株式会社が、当行の株式22,520株（発行済株式総数（自己株式を除く。）の0.03%）を所有しています。

イ. 人的関係

該当事項はありません。

ウ. 取引関係

該当事項はありません。

(3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

④その他の株式移転計画の内容

ア. 本株式移転の日程

2025年9月29日（月）	基本合意書の締結（両行）
2026年3月25日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行）
2026年9月中旬（予定）	臨時株主総会に係る基準日の公告日（千葉銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（当行）
2026年9月30日（水）（予定）	本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画書の作成（両行） <u>（注1）</u>
2026年9月30日（水）（予定）	臨時株主総会に係る基準日（千葉銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会に係る基準日（当行）
2026年12月23日（水）（予定）	本株式移転計画承認に係る臨時株主総会（千葉銀行） 本株式移転計画承認に係る臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会（当行）
2027年3月30日（火）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
2027年4月1日（木）（予定）	本持株会社設立登記日（効力発生日）及び同社株式上場日

（注1）本株式移転計画書については、2026年9月30日に作成する予定です。本持株会社の設立時の代表取締役以外の設立時取締役の氏名は、本株式移転計画書の作成時に決定することを予定しておりますが、本株式移転に係る諸条件につき、本臨時報告書に記載の内容から変更の予定はございません。なお、本持株会社の設立時の代表取締役については、下記（5）における「代表者及び役員の就任予定」をご参照ください。

（注2）今後手続きを進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

イ. 本株式移転の内容

2026年9月30日に作成を予定している株式移転計画書が作成され次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

- (5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者及び役員の就任予定、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ちばフィナンシャルグループ (英文名: Chiba Financial Group, Inc.)
本店・本社所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
代表者及び役員の就任予定	本持株会社の設立時取締役については、①設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を含む。）の員数を10名（うち、社外取締役に5名）とし、このうち、千葉銀行が8名を、当行が2名を、それぞれ指名すること、及び、②設立時監査等委員である設立時取締役に4名とすることが合意されております。 また、上記①の合意に基づき各行が指名する設立時取締役のうちの1名として、千葉銀行は、その取締役頭取である米本努を、当行は、その取締役頭取である梅田仁司を、それぞれ指名することとし、代表取締役社長には千葉銀行の米本努取締役頭取が、代表取締役副社長には当行の梅田仁司取締役頭取が、それぞれ就任することが合意されております。その他の設立時取締役の氏名につきましては、上記に基づき、本株式移転計画書の作成時に決定する予定です。
資本金の額	1,500億円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行及び銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

なお、本株式移転に必要な事項は、今後両行で協議の上、決定いたします。未定の事項については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2026年3月末時点)

商号	株式会社千葉銀行
本店の所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
代表者の氏名	取締役頭取 米本 努
資本金の額	1,450億円
純資産の額	1兆2,573億円(連結) 1兆1,551億円(単体)
総資産の額	21兆2,117億円(連結) 21兆1,117億円(単体)
事業の内容	普通銀行業務

②最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益
(連結)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	3,107億円	3,621億円	4,450億円
経常利益	902億円	1,075億円	1,388億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	624億円	742億円	940億円

(単体)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	2,777億円	3,283億円	4,071億円
経常利益	860億円	1,050億円	1,345億円
当期純利益	605億円	742億円	923億円

③大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2026年3月末時点)

氏名又は名称	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に占める持株数の割合
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14.13%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.82%
日本生命保険相互会社	3.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.31%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.92%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（2026年3月末時点）

ア. 資本関係

千葉銀行は当行の株式11,812,000株（発行済株式総数（自己株式を除く。）の19.12%）を所有しています。また、千葉銀行の完全子会社であるちばぎん証券株式会社が、当行の株式22,520株（発行済株式総数（自己株式を除く。）の0.03%）を所有しています。

イ. 人的関係

該当事項はありません。

ウ. 取引関係

該当事項はありません。

（3）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

④その他の株式移転計画の内容

ア. 本株式移転の日程

2025年9月29日（月）	基本合意書の締結（両行）
2026年3月25日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行）
2026年9月15日（火）	臨時株主総会に係る基準日の公告日（千葉銀行） 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（当行）
2026年9月30日（水）	本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画書の作成（両行）
2026年9月30日（水）	臨時株主総会に係る基準日（千葉銀行） 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に係る基準日（当行）
2026年12月23日（水）（予定）	本株式移転計画承認に係る臨時株主総会（千葉銀行） 本株式移転計画承認に係る臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会（当行）
2027年3月30日（火）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
2027年4月1日（木）（予定）	本持株会社設立登記日（効力発生日）及び同社株式上場日

（注1）今後手続きを進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

イ. 本株式移転の内容

両行が作成した株式移転計画書の内容は、別添「株式移転計画書(写)」をご参照ください。

- (5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者及び役員の就任予定、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ちばフィナンシャルグループ (英文名: Chiba Financial Group, Inc.)	
本店・本社所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	
代表者及び役員の就任予定	取締役社長 (代表取締役)	米本 努(現 千葉銀行取締役頭取)
	取締役副社長 (代表取締役)	梅田 仁司(現 千葉興業銀行取締役頭取)
	取締役	伊藤 信一(現 千葉銀行常務執行役員)
	取締役	官澤 太郎(現 千葉銀行常務執行役員)
	社外取締役 (取締役会議長)	木内 登英(現 千葉銀行社外取締役)
	社外取締役 (指名・報酬・経営諮問委員長)	高井 晃(現 大和証券エクイティ調査部 チーフアナリスト)
	取締役(監査等委員・常勤) (監査等委員長)	小野 雅康(現 千葉銀行取締役専務執行役員)
	社外取締役(監査等委員)	鍋嶋 麻奈(現 千葉銀行社外取締役)
	社外取締役(監査等委員)	水越 尚子(現 千葉銀行社外取締役)
	社外取締役(監査等委員)	木下 由美子(現 千葉興業銀行社外取締役)
	(注1) 取締役のうち、木内 登英氏、高井 晃氏、鍋嶋 麻奈氏、水越 尚子氏及び木下 由美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。また、本持株会社は、木内 登英氏、高井 晃氏、鍋嶋 麻奈氏、水越 尚子氏及び木下 由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。	
	(注2) 社外取締役(監査等委員) 鍋嶋 麻奈氏の戸籍上の氏名は、床井 麻奈です。	
	(注3) 社外取締役(監査等委員) 水越 尚子氏の戸籍上の氏名は、鈴木 尚子です。	
資本金の額	1,500億円	
純資産の額	未定	
総資産の額	未定	
事業の内容	当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行及び銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務	

以 上

株式移転計画書（写）

株式会社千葉銀行（以下「甲」という。）及び株式会社千葉興業銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことについて合意したので、共同して、以下のとおり株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別添1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「株式会社ちばフィナンシャルグループ」とし、英文では「Chiba Financial Group, Inc.」と表示する。
 - (3) 本店所在地
新会社の本店の所在地は千葉県千葉市中央区とし、本店の所在場所は千葉県千葉市中央区千葉港1番2号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、20億株とする。
2. 前項各号に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別添1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

取締役（代表取締役社長に選定予定）	米本 努
取締役（代表取締役副社長に選定予定）	梅田 仁司
取締役	伊藤 信一
取締役	官澤 太郎
社外取締役	木内 登英
社外取締役	高井 晃
2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	小野 雅康
社外取締役	鍋嶋 麻奈
社外取締役	水越 尚子
社外取締役	木下 由美子
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、甲及び乙の普通株式に代わり、それぞれ、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び、(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株主）」という。）を交付する。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の第2回第六種優先株式の株主及び第2回第七種優先株式の株主（以下「優先株主」という。）に対し、それぞれその所有する乙の第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式に代わり、(i)乙が基準時に発行している第2回第六種優先株式数の合計に、以下の方法により算出される第2回第六種優先株式移転比率（小数点以下第3位を四捨五入する。以下同じ。）を乗じた数、及び、(ii)乙が基準時に発行している第2回第七種優先株式数の合計に、以下の方法により算出される第2回第七種優先株式移転比率（小数点以下第3位を四捨五入する。以下同じ。）を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（優先株主）」という。）を交付する。なお、以下の計算式において、「甲の普通株式の平均株価」とは、株式会社東京証券取引所プライム市場（以下「東証プライム市場」という。）における2027年3月5日（同日を含む。）から同月18日（同日を含む。）までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式の普通取引の終値の単純平均値（小数点以下第1位を四捨五入する。）を意味する。

第2回第六種優先株式移転比率＝20,000円／甲の普通株式の平均株価

第2回第七種優先株式移転比率＝500,000円／甲の普通株式の平均株価

2. 新会社の株式の割当て

- (1) 新会社は、前項第1号の定めにより交付される交付株式（普通株主）を、基準時における甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された普通株主（但し、会社法第806条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する甲又は乙の普通株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が、株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対して、それぞれ以下の割合（以下「株式移転比率」と個別に又は総称していう。）をもって割り当てる。
 - ①甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
 - ②乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
- (2) 新会社は、前項第2号の定めにより交付される交付株式（優先株主）を、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された優先株主（但し、会社法第806条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する乙の優先株主については、当該優先株主に代えて、乙が株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対して、それぞれ以下の割合をもって割り当てる。
 - ①乙の第2回第六種優先株式の株主に対しては、その所有する乙の第2回第六種優先株式1株に対して、前項の計算式により算出される第2回第六種優先株式移転比率を乗じて得られた数の新会社の普通株式
 - ②乙の第2回第七種優先株式の株主に対しては、その所有する乙の第2回第七種優先株式1株に対して、前項の計算式により算出される第2回第七種優先株式移転比率を乗じて得られた数の新会社の普通株式
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑬までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄			第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権	別添2-①-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別添2-①-2記載
②	株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権	別添2-②-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別添2-②-2記載
③	株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権	別添2-③-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別添2-③-2記載
④	株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権	別添2-④-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別添2-④-2記載
⑤	株式会社千葉興業銀行 第5回新株予約権	別添2-⑤-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別添2-⑤-2記載
⑥	株式会社千葉興業銀行 第6回新株予約権	別添2-⑥-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別添2-⑥-2記載
⑦	株式会社千葉興業銀行 第8回新株予約権	別添2-⑦-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別添2-⑦-2記載
⑧	株式会社千葉興業銀行 第9回新株予約権	別添2-⑧-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別添2-⑧-2記載
⑨	株式会社千葉興業銀行 第10回新株予約権	別添2-⑨-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別添2-⑨-2記載
⑩	株式会社千葉興業銀行 第11回新株予約権	別添2-⑩-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別添2-⑩-2記載
⑪	株式会社千葉興業銀行 第12回新株予約権	別添2-⑪-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別添2-⑪-2記載
⑫	株式会社千葉興業銀行 第13回新株予約権	別添2-⑫-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別添2-⑫-2記載
⑬	株式会社千葉興業銀行 第14回新株予約権	別添2-⑬-1記載	株式会社ちばフィナンシャルグループ 第14回新株予約権	別添2-⑬-2記載

2. 新株予約権の割当て

新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する前項の表①から⑬までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 1,500億円
- (2) 資本準備金の額 : 375億円
- (3) 利益準備金の額 : 0円
- (4) 資本剰余金の額 : 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2026年12月23日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年12月23日を開催日として臨時株主総会及び乙の普通株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 甲及び乙は、本計画作成後、合意により、前二項の本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の東証プライム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2027年3月期の配当（疑義を避けるために付言すると、2027年3月末日を基準日として2027年4月1日以降に実施するものを含む。以下本条において同じ。）に関し、当該事業年度の配当性向を40%以上とする方針に基づき、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができる。また、甲は、必要資本水準のレンジ内で機動的に自己株式取得の実施を行うことができる。
2. 乙は、2027年3月期の配当に関し、2027年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する最終の株主、又は普通株式の信託受託者若しくは登録株式質権者に対して、その普通株式1株当たり20円を限度として、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができる。また、乙は、2027年3月期において、その優先株式について、当該優先株式の内容に従い、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができる。

第11条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本計画の作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画の作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議する。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲又は乙の株主総会若しくは乙の普通株主による種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立前に本株式移転を行うために必要な関係当局の認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17第1項第1号に規定される認可、並びに地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律第3条第1項第4号に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

（以下余白）

本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年9月30日

- 甲： 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社千葉銀行
取締役頭取 米本 努
- 乙： 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
株式会社千葉興業銀行
取締役頭取 梅田 仁司